

岐阜労働局発表  
平成25年10月31日(木)

報道関係者各位

【照会先】  
岐阜労働局職業安定部職業対策課

課長 河合 徹  
高齢者対策担当官 浅川 淳

(電話) 058-245-1314 (内線361)

## 岐阜県内企業の

# 平成25年「高年齢者の雇用状況」集計結果

厚生労働省岐阜労働局では、岐阜県内の企業における高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成25年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

平成25年4月1日の改正高年齢者雇用安定法の施行後としては初めての結果の公表となります。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業2,361社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は94.1%（全国92.3%）（表1）

- 中小企業は93.8%（同91.9%）
- 大企業は98.2%（同95.6%）

※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があった。

(参考)制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると5.4ポイントの減少(同5.0ポイント減少)

#### 2 希望者全員が65歳以上まで働く企業は大幅増加

(1)希望者全員が65歳以上まで働く企業は1,809社（対前年差419社増加）、割合は76.6%（同16.7ポイント増加）（表4）

- 中小企業では1,715社（同378社増加）、78.1%（同16.1ポイント増加）
- 大企業では94社（同41社増加）、57.0%（同24.7ポイント増加）で、制度改正により大幅に増加

(2) 70歳以上まで働く企業は 514社 (同28社増加)、割合は21.8% (同0.9ポイント増加)

(表5)

- 中小企業では 492社 (同23社増加)、22.4% (同0.6ポイント増加)
- 大企業では 22社 (同5社増加)、13.3% (同2.9ポイント増加) で、中小企業の取り組みの方が進んでいる。

### 3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者 (4,024人) のうち、継続雇用された人は 3,292人 (81.8%)、継続雇用を希望しない定年退職者は 686人 (17.0%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた人は 46人 (1.1%) (表7-1)

※ 今回の集計における定年到達者については、平成24年6月1日～平成25年3月31日の10か月間は改正前の旧制度下の状況、平成25年4月1日～平成25年5月31日までの2か月間は改正後の状況となっている。

詳細は、次頁以下をご参照ください。

#### <集計対象>

岐阜県で常時雇用する労働者が 31人以上の企業 2,361社

中小企業 (31～300人規模) : 2,196社

(うち 31～50人規模: 853社、51～300人規模: 1,343社)

大企業 (301人以上規模) : 165社

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があつたため、本年と前年の数値は単純には比較できない。

### (1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は94.1%(2,221社)、51人以上規模の企業で93.8%(1,414社)となっている。

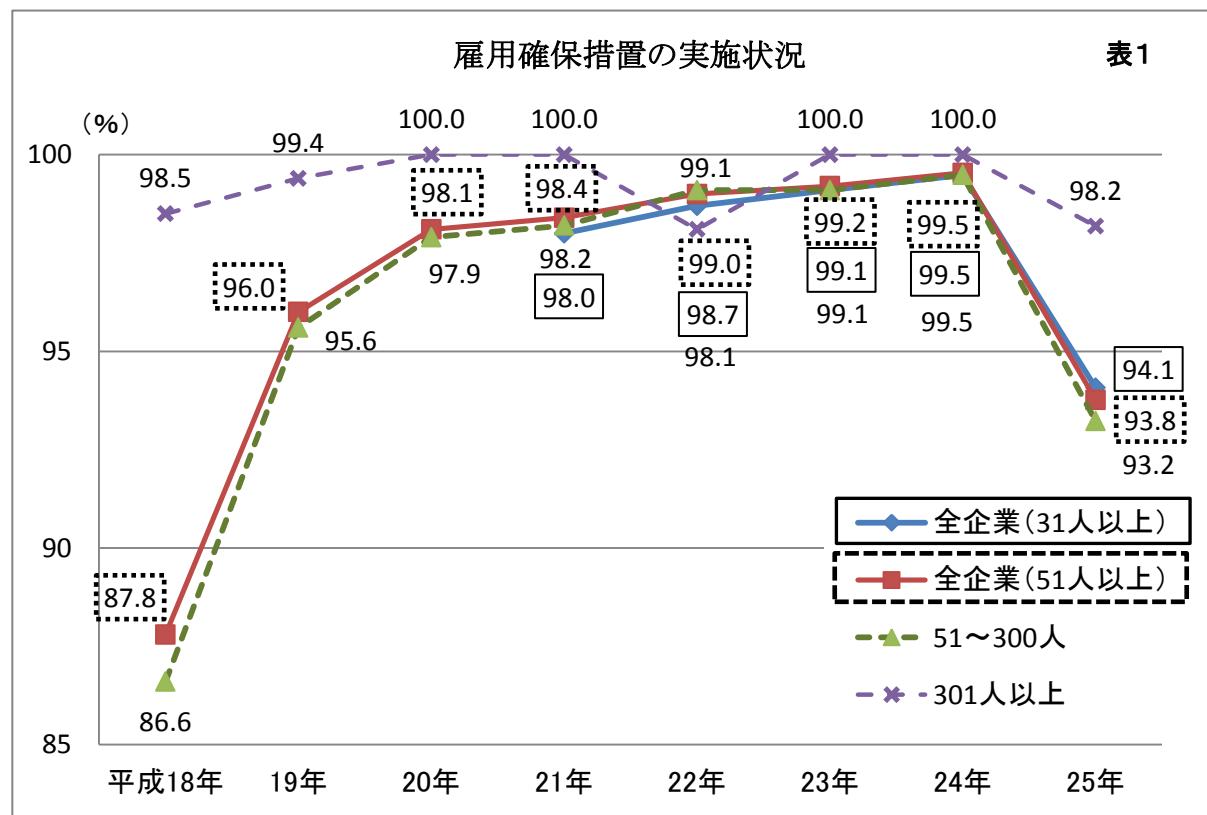
(参考:制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると5.4ポイントの減少  
(51人以上規模の企業で5.7ポイント減少))。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は5.9%(140社)(同5.4ポイント増加)、51人以上規模企業で6.2%(94社)(同5.7ポイント増加)となっている。(表1)

実施済企業の減少、未実施企業の増加は、平成25年4月の制度改正の影響が大きい。なお、雇用確保措置が未実施である企業のうち、制度改正により廃止された労使協定による継続雇用制度の対象者を限定する基準がある65歳までの継続雇用制度を導入している企業は、122社(全体の5.2%)であった。

### (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では98.2%(162社)(同1.8ポイント減少)、中小企業では93.8%(2,059社)(同5.6ポイント減少)となっている。(表1)

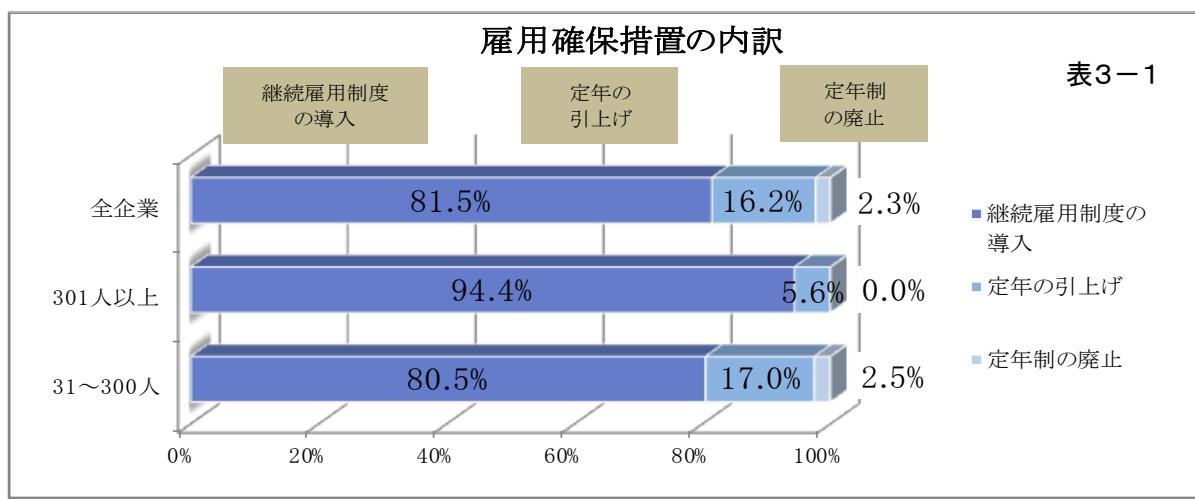


### (3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.3% (51 社) (同 0.2 ポイント減少)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 16.2% (359 社) (同 2.1 ポイント増加)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 81.5% (1,811 社) (同 1.9 ポイント減少)

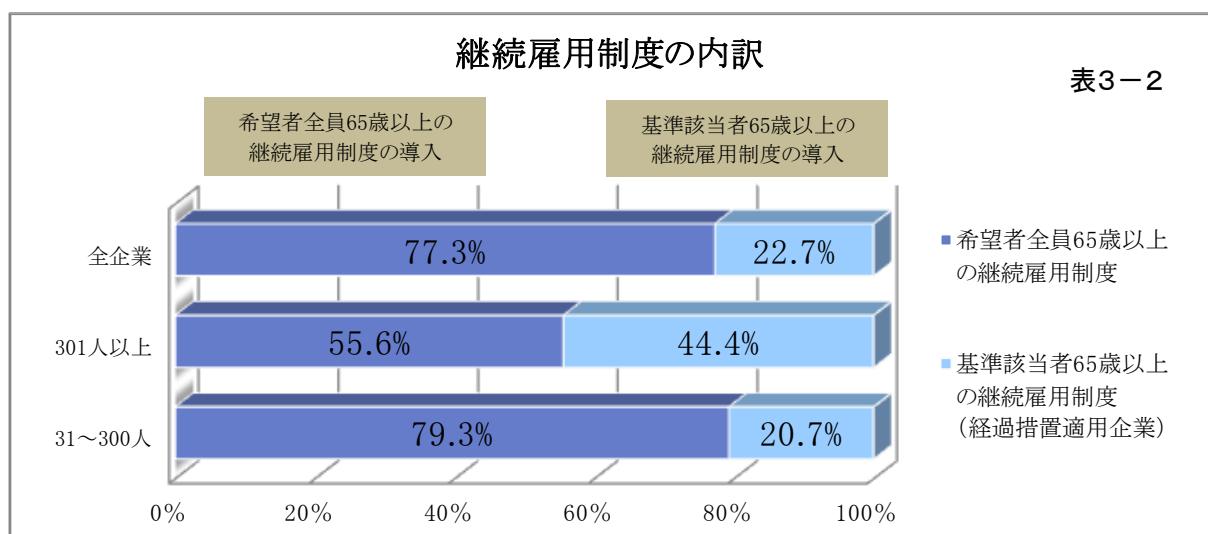
となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(表3-1)



### (4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,811 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 77.3% (1,399 社) (同 21.8 ポイント増加)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 22.7% (412 社) (同 21.8 ポイント減少)となっている。(表3-2)



## (5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,811 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は 94.3%(1,708 社)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は 5.7%(103 社)となっている。

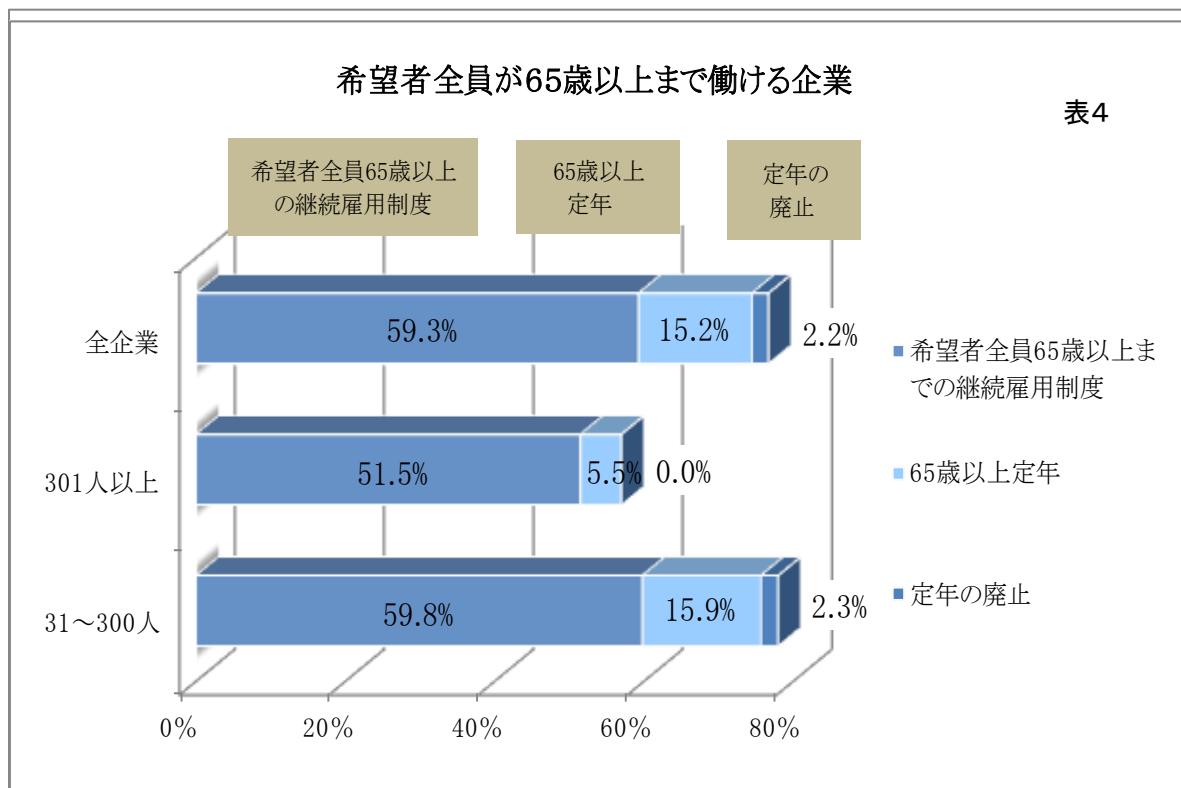
## 2 希望者全員が65歳以上まで働く企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働く企業は 1,809 社(対前年差 419 社増加)、割合は 76.6%(同 16.7 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 1,715 社(同 378 社増加)、78.1%(同 16.1 ポイント増加)、
- ② 大企業では 94 社(同 41 社増加)、57.0%(同 24.7 ポイント増加)、  
となっており、制度改正により大幅に増加している。(表4)

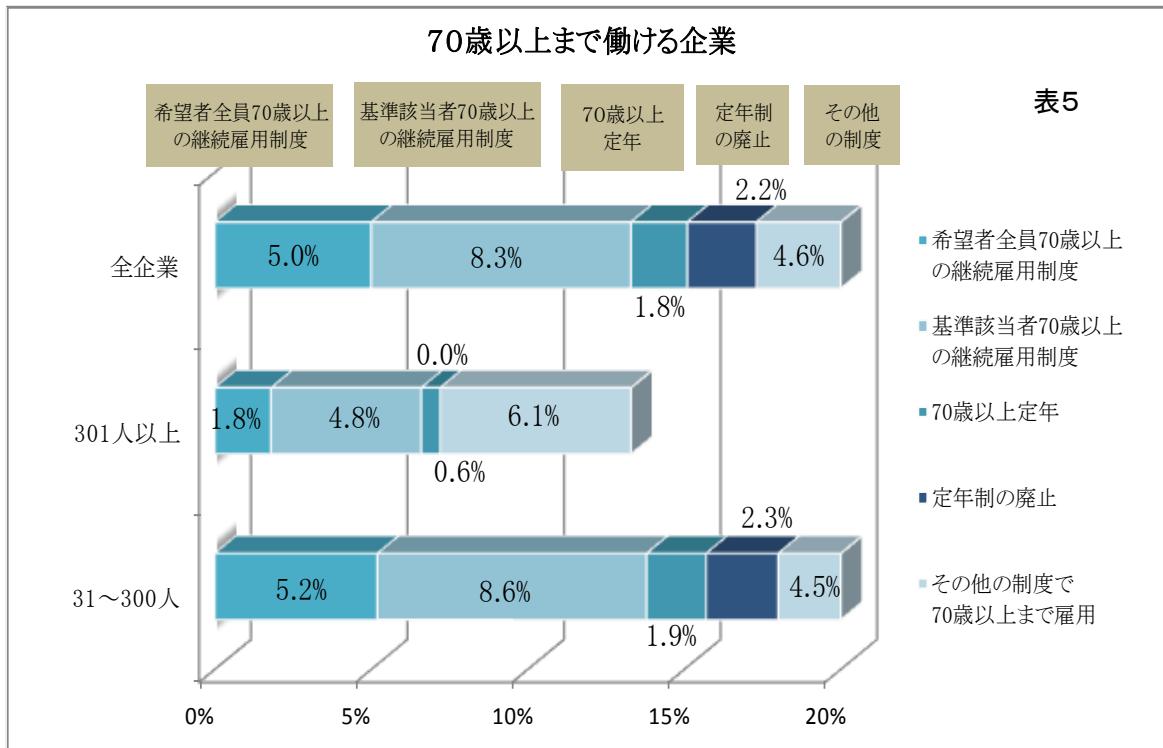


### (2) 70歳以上まで働く企業の状況

70歳以上まで働く企業は、514 社(同 28 社増加)、割合は 21.8%(同 0.9 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 492 社(同 23 社増加)、22.4%(同 0.6 ポイント増加)、
- ② 大企業では 22 社(同 5 社増加)、13.3%(同 2.9 ポイント増加)、  
となっている。(表5)

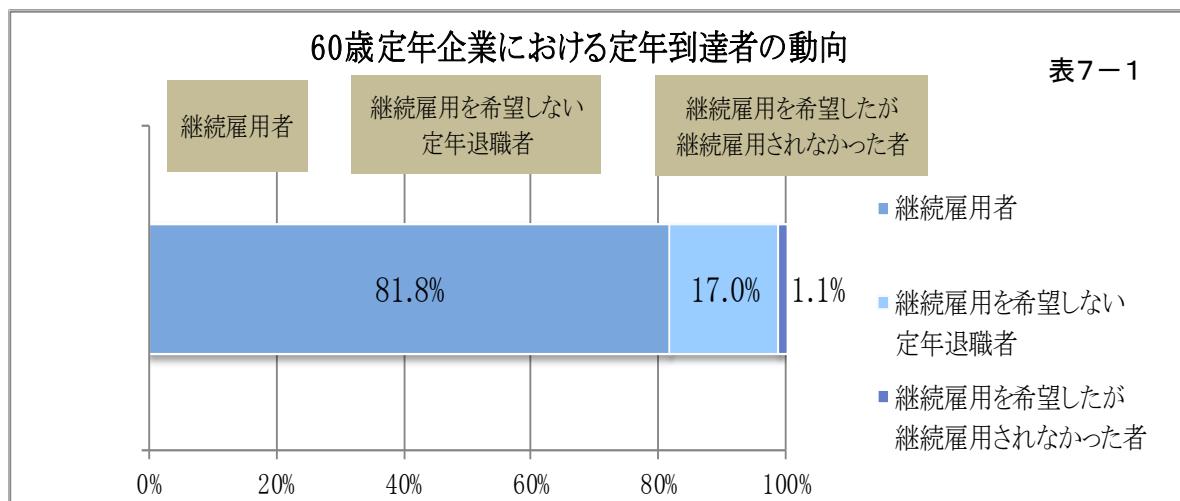


### 3 定年到達者等の動向について

#### (1) 定年到達者の動向

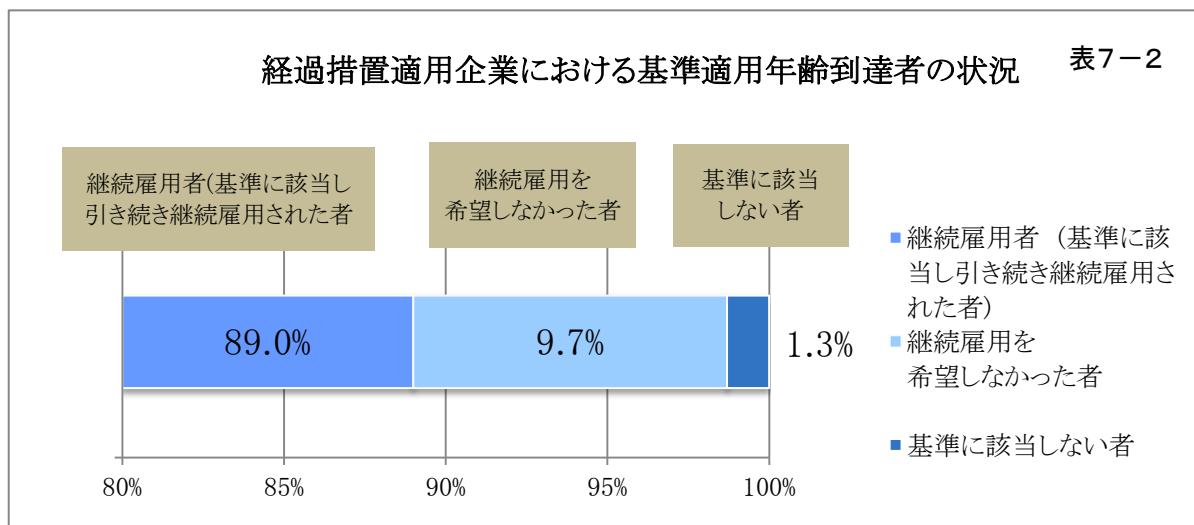
※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があつたが、定年到達者については、平成24年6月1日～平成25年3月31日の10か月間は改正前の旧制度下の状況であり、改正後の状況は平成25年4月1日～平成25年5月31日までの2か月間に限られるため、制度改正の影響は一部分しか反映されていない。

過去1年間(平成24年6月1日から平成25年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(4,024人)のうち、継続雇用された者は3,292人(81.8%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は103人)、継続雇用を希望しない定年退職者は686人(17.0%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた者は46人(1.1%)となっている。(表7-1)



## (2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成25年4月1日から平成25年5月31までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61歳)に到達した者(537人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は478人(89.0%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は52人(9.7%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は7人(1.3%)となっている。(表7-2)



## 4 高年齢労働者の状況

### (1) 年齢階級別の常用労働者数について

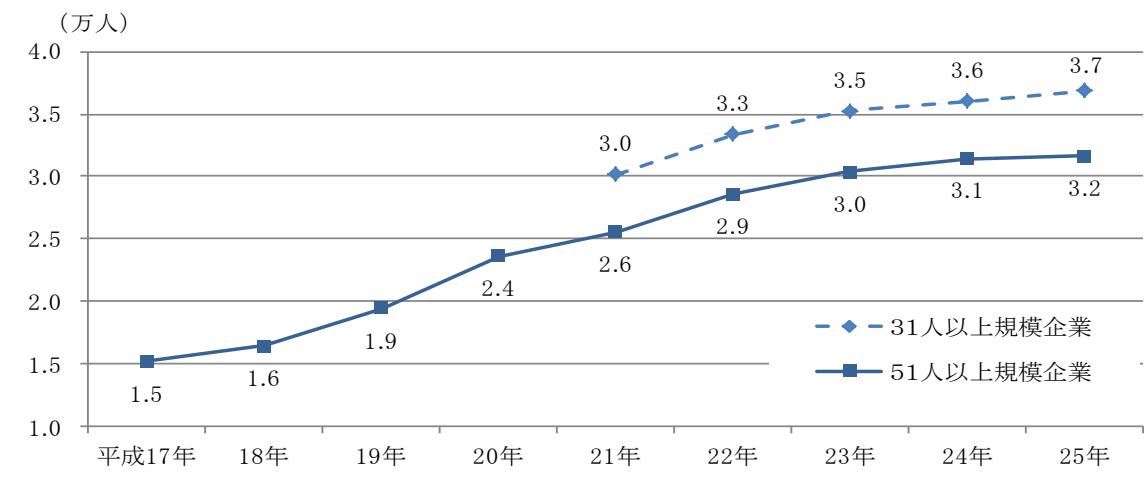
31人以上規模企業における常用労働者数(約33万7千人)のうち、60歳以上の常用労働者数は3万7千人で11.0%を占めている。年齢階級別に見ると、60~64歳が2万5千人、65~69歳が9千人、70歳以上が3千人となっている。

### (2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約3万2千人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、約1万7千人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約3万7千人であり、平成21年と比較すると、約7千人増加している。(表8)

60歳以上の常用労働者の推移

表8



## 5 今後の取組

### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

平成25年4月の制度改正の影響もあり、雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が140社にのぼることから、引き続き労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

### (2) 生涯現役社会の実現に向けた「70歳まで働く企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわりなく働く社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働く企業」の普及・啓発に取り組む。